

第3部 宮城における分野別の復興の取組

1. 心のケア等被災者支援

宮城県内の被災者の方々への主な支援（被災者支援総合交付金）

- 震災から10年以上が経過し、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、**被災者をとりまく課題は多様化**
- 被災者に寄り添い、生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る

住宅・生活再建支援

- 住宅再建に踏み切れていない被災者を対象に、相談窓口を設置。住宅・金融・福祉の専門家等による相談支援

コミュニティ形成支援

- 災害公営住宅等向けに、生活支援相談、住宅の自治会組織の活動支援
- 住民同士の支え合いを支援し、被災者の孤立防止と、絆づくりの推進を図る

「心の復興」・心のケア

- 被災者が他者とのつながりや、生きがいを持って前向きに生活することを支援
- 震災体験や生活の変化に由来するストレス、不安等へのケアを支援

見守り・相談支援

- 巡回訪問等を通じた見守り、声掛け、日常生活に関する相談等を支援
- 被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、関係機関と連携

被災した子供に対する支援

- 被災した子供の心身の健康・生活面等への支援、運動機会の確保
- 学習支援コーディネーターの配置、学びの場づくり等の子供たちの学習支援



宮城県の被災者支援の例①コミュニティ形成支援「岩沼市玉浦西地区」

- 防災集団移転地区（入居までに丁寧な合意形成を重ね、被災前の地区単位での入居を実施）において、コミュニティ形成支援として、住民同士の交流促進、高齢者の孤立防止・見守り等を実施
- 市が、被災者支援総合交付金を活用してコミュニティ形成支援や被災者の見守り・相談支援を（公社）青年海外協力協会（JOCA）へ委託実施。社会福祉協議会や自治会等と連携しつつ被災者支援に取り組む

【地区単位での入居】



住民同士の交流促進



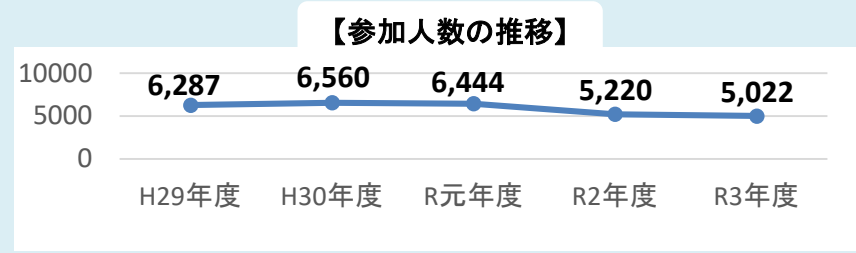
自治会活動による伝統的屋敷林「居久根（いぐね）」の植樹・管理



JOCAによる見守り活動

宮城県の被災者支援の例②「心の復興」 東松島市「花の香るまちづくり」

- 東松島市では、仮設住宅から災害公営住宅等に移り住んだ被災者と既存コミュニティとの交流を図るため、花壇等において花の植栽等を行う「花の香るまちづくり事業」を実施
- 市内全地区の市民センターが主体となり、同じ地区内の新旧住民が共に花を植え、管理することで、心の交流や一体感・充実感が生まれ、**被災者の孤立化を防ぐ**とともに**顔の見える関係が生まれ、見守り機能の強化**にもつながっている



※写真及びデータについては東松島市提供



「花の香るまちづくり」の様子



宮城県の被災者支援の例③「心の復興」 名取市「閑上復興まつり～絆～」

○ 震災前に、多数の地域団体・住民が世代を超えて参加していた「閑上夏まつり」のようなイベントを、地域住民が主体となって企画・運営することにより、**住民同士の支えあいや絆づくりの推進**を目指す

被災者支援総合交付金による支援

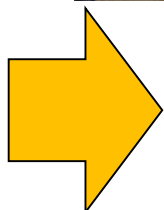
- ①地域住民主体の「閑上復興まつり～絆～実行委員会」の立ち上げ、運営費等支援
- ②地域の世代間交流促進支援
多様な世代が準備から参加することによる交流促進
- ③県内外の復興支援団体等との継続的な交流支援
- ④高齢者のイベント参加を目的とする内容の検討

「閑上復興まつり～絆～」の様子

ステージイベント



ちびっこ広場



なつかしの閑上街並み映画館



閑上周遊語り部ツアー



宮城県の被災者支援の例④見守り・相談支援「南三陸町社会福祉協議会」

- 災害公営住宅の中でも特に高齢化が見込まれる地区に、「デイサービス・居宅介護支援・地域福祉活動・地域交流」の複合的な機能を持つ支え合いの拠点「結の里」を、社会福祉協議会が整備・運営
- 新たな住環境・コミュニティの中で、子どもから高齢者まで多様な世代が交流し、相互に支え合う地域を新たに作るため、住民が主体的に地域活動に参加し、地域全体で支え合うことができるよう伴走型の支援を実施

「結の里」による見守り・相談支援等の活動例

※写真等については、南三陸町社会福祉協議会提供

えんがわカフェ

- ・ 住民が集うことができるカフェを住民ボランティア等の協力により運営。子どもの放課後の自習スペースとしても利用され、多様な世代が集う場となっている。
- ・ また、カフェが個別相談や支援へとつなぐ機会の場ともなっている



みんな食堂

- ・ 災害公営住宅入居者等地域住民による、独居世帯や災害公営住宅入居世帯等への食事の宅配等による見守り支援。「顔が見える関係」の構築にも役立っている



イベント

- ・ 子どもから高齢者まで世代間の交流イベントを企画・実施
- ・ 「走らない運動会」では、地元高校生が主体的に企画・運営を担う



お茶の間ワークショップ

- ・ コロナ禍においても感染症対策を講じながら、手芸のワークショップを実施するなど、交流の機会を提供



利用者が作成したのれん

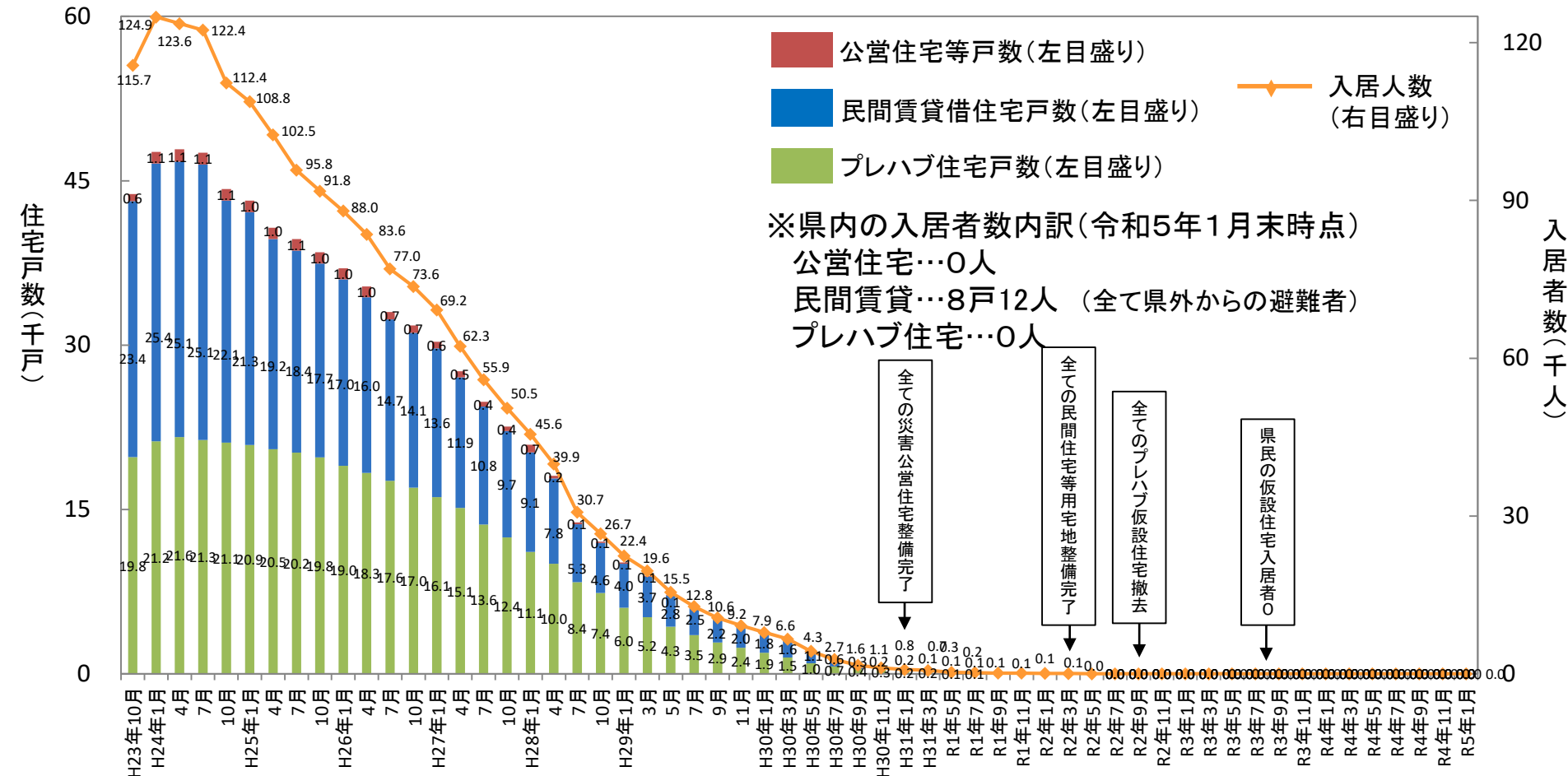
第3部 宮城における分野別の復興の取組

2. 住宅再建・復興まちづくり

応急仮設住宅の入居状況

- 震災後、**応急仮設住宅の入居者数**はピーク時**12万6948人**（平成24年3月）
- 災害公営住宅の入居や**被災者の住宅再建が進み**、応急仮設住宅の入居者数は、県外からの避難者8戸**12人のみとなる**（令和5年1月末時点）。プレハブ住宅への入居は令和2年4月をもって解消

【県内の応急仮設住宅の戸数と入居者数の推移】



※総務省「全国避難者情報システム」における宮城県外への避難者の自主登録数（調整値）は、72人。（令和4年11月11日時点）

※数値等については宮城県公表資料から引用 -16-

災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況

- **災害公営住宅は**予定した**15,823戸(100%)全ての整備が完了**(H31.3)
- **民間住宅等用宅地※¹は**予定した**8,901戸(100%)全ての整備が完了**(R2.3)
防災集団移転促進事業は、195地区全地区で宅地供給※²が完了(H31.3)

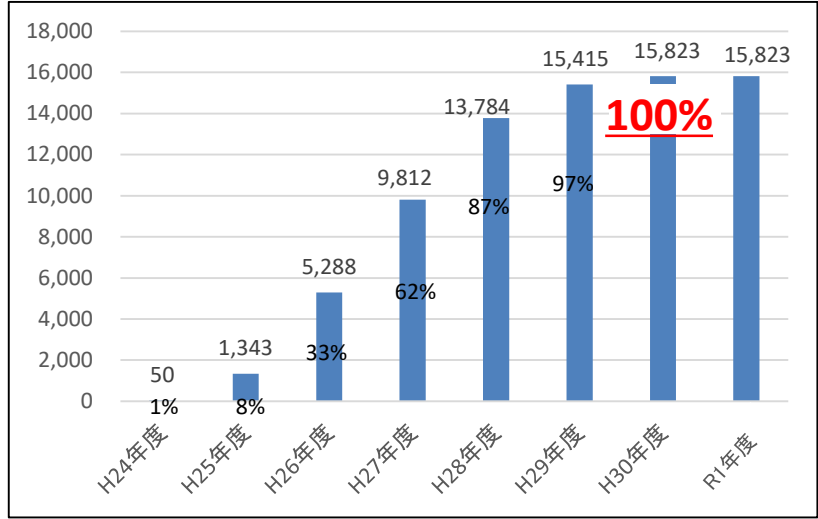
※¹ 民間住宅等用宅地:防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用宅地

※² 造成工事が完了するなど、建築工事の準備が整った状態のこと

【県内の災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の年度別供給状況(累積戸数)】

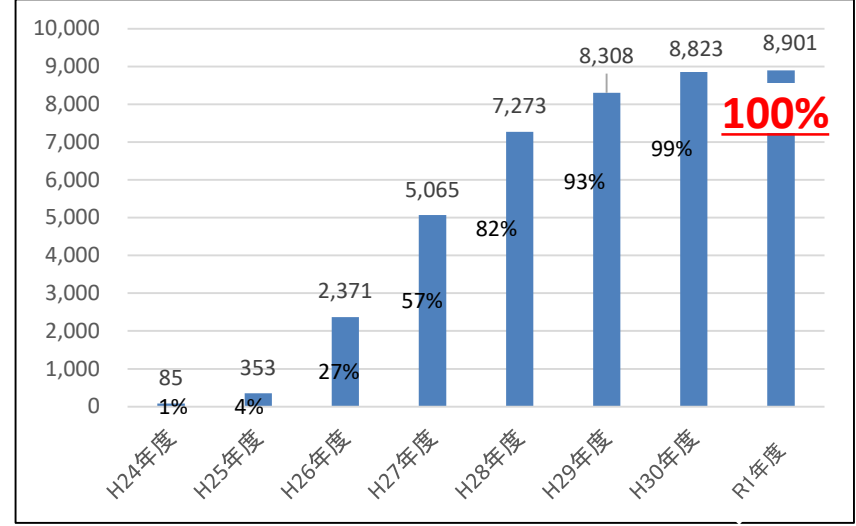
災害公営住宅

単位：戸



民間住宅等用宅地

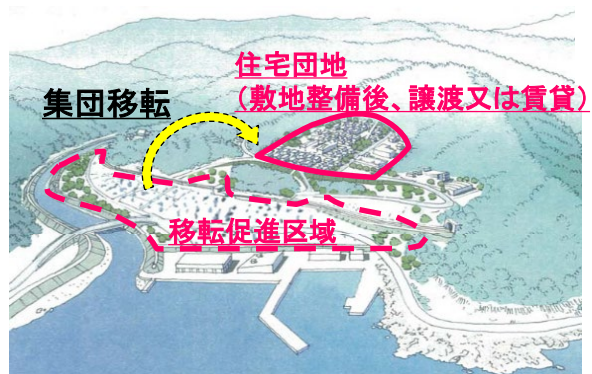
単位：戸



「災害に強いまちづくり」のために～主な支援制度～

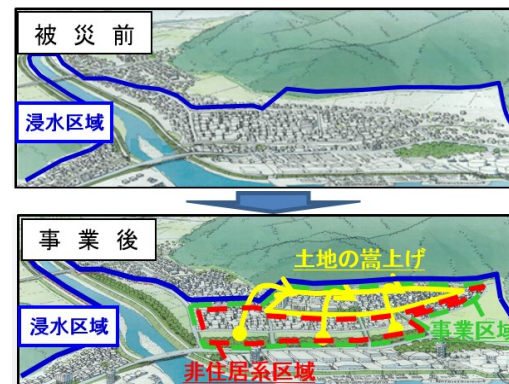
防災集団移転

- 住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援（安全な場所への移転）



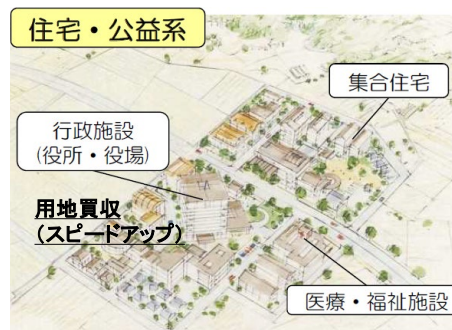
被災市街地復興土地区画整理

- 緊急かつ健全な市街地の復興を推進する（住宅地・公共施設の整備、土地の嵩上げ、換地方式による権利移転）



津波復興拠点整備

- 津波からの防災性を高め、復興を先導する拠点を形成



宮城県のまちづくりの考え方【災害に強いまちづくり宮城モデル】

○ 宮城県では、「**災害に強いまちづくり宮城モデル**」(県震災復興計画)として、**地域特性を踏まえた「新しいまちづくり」**を推進

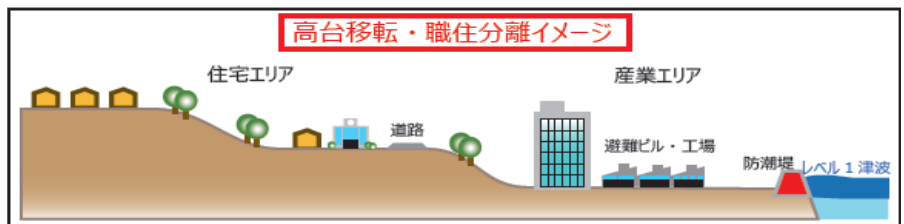
県北部(気仙沼市～石巻市北部・東松島市)



地域特性

- ・三陸リアス式海岸沿いで、平地が少ない。
→津波の勢いが大きく、内陸部まで建物が流出

⇒ **高台移転・職住分離(住宅と産業エリアの分離)**が基本



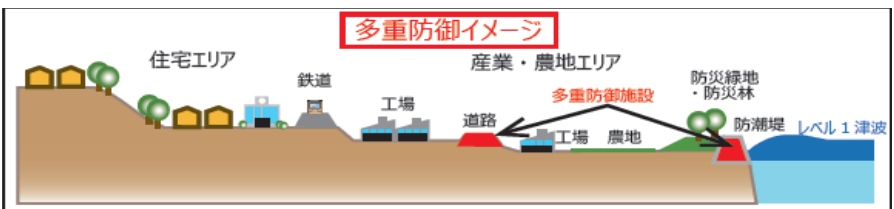
県南部(石巻市南部・松島町～山元町)



地域特性

- ・低平地
→内陸部の被害は比較的小さいが、安全な高台がない

⇒ **内陸移転・多重防御(嵩上げ道路や防災林等)**が基本

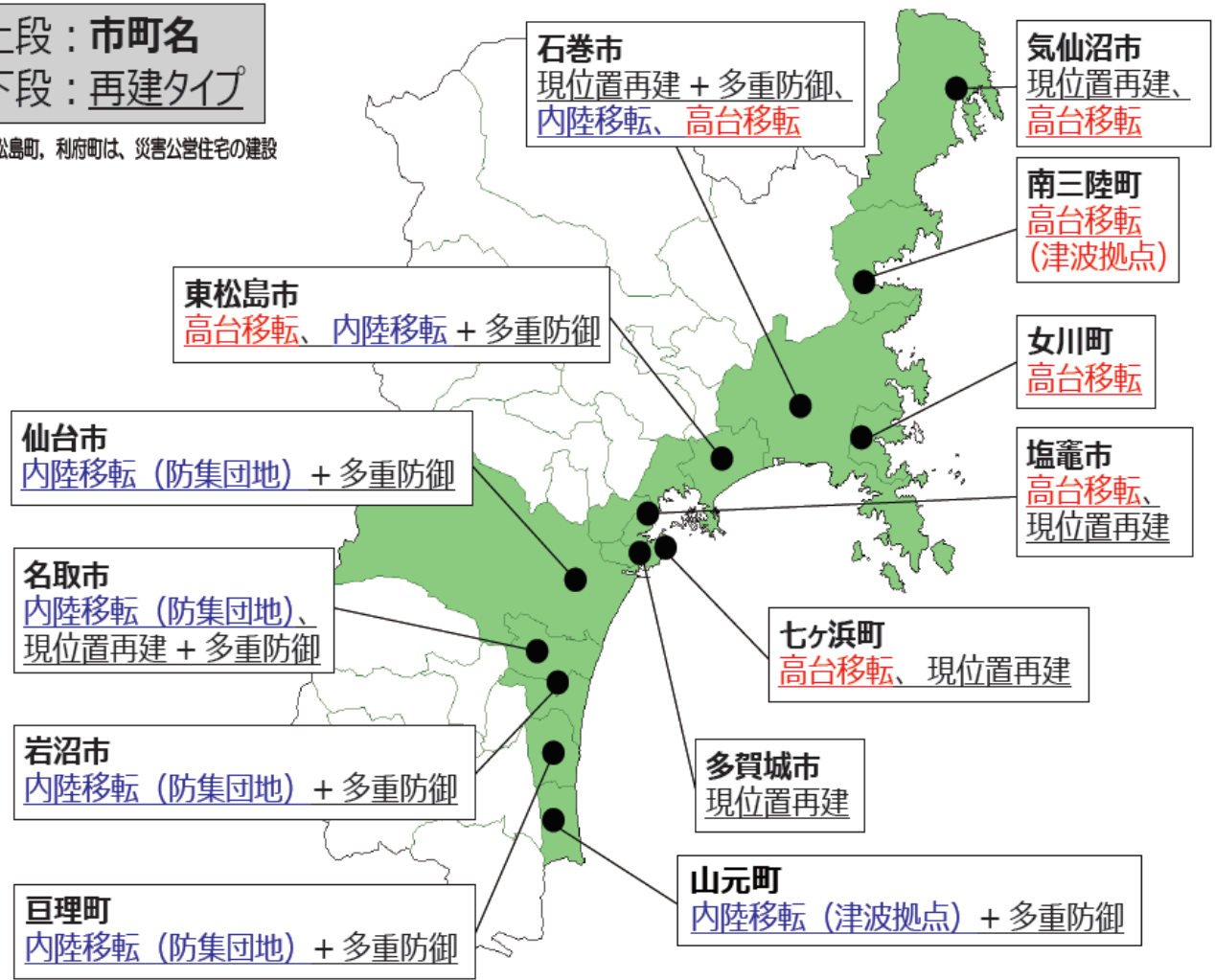


※図等については宮城県公表資料から引用

宮城県のまちづくりの考え方【災害に強いまちづくり宮城モデル】

○ 各被災市町において、地域特性を踏まえた復興まちづくりを推進

上段：市町名
下段：再建タイプ
※松島町、利府町は、災害公営住宅の建設



※内陸移転や現位置再建については必要に応じて嵩上げ工事を併せて行っています。

宮城県のまちづくりの例（高台移転・職住分離）女川町中心部

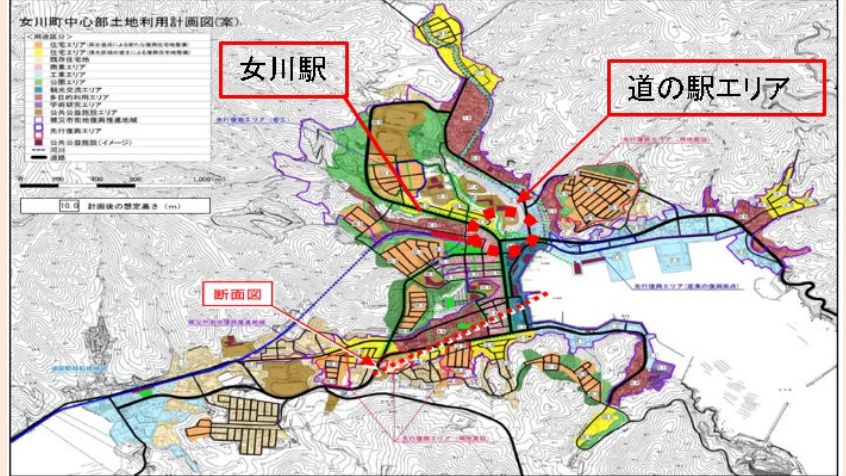
- 東日本大震災により、中心部を始め、**家屋の約9割が被災**した女川町
- 復興交付金による区画整理事業等を実施し、**女川駅を中心とした町の「へそ＝コア」に都市機能を集約**し、人口減少下でも活力を維持・創出することを目指した**コンパクトな都市構造に生まれ変わった**
- 漁港周辺は非居住区域とし、水産加工業等、産業、商業エリアとした
- (独)都市再生機構に委託し、まちづくり会社「女川みらい創造(株)」と連携**、商業機能を女川駅前商業エリアに集積。
※**女川駅前商業エリア**は、令和2年1月、「**重点道の駅**」に指定された
- 女川町民会議を立ち上げ、公民連携によるまちづくりを進める**

＜女川町中心部の復興(コンパクトなまちづくり)＞



※写真については(株)パスコ提供

計画的に町有地を集約配置し、
民間と連携したエリアマネジメントにつなげた



※図については女川町公表資料から引用



宮城県のまちづくりの例（多重防御）

名取市閑上地区

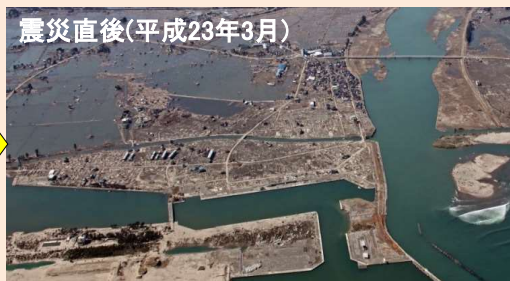
- **第1線堤**として海岸線沿いに防潮堤(天端高7.2m)及び名取川沿いに河川堤防(天端高7.2m)が、**第2線堤**として貞山運河に並行して避難道路を兼ねた高盛土の道路(天端高5.0m)を整備
- **第2線堤より海側**は災害危険区域に指定した上で、**産業用地**として**水産加工施設**等が立地
- **第2線堤より内陸側**は**高盛土の道路と同じ高さまで盛土**を行い**防災集団移転用地**を造成。災害公営住宅、自力再建した住宅、小中学校等公共施設、商業施設など**新たな市街地が形成**

※図については国土交通省公表資料から引用



※図については名取市公表資料（ハザードマップ）から引用

<復興の進展状況>



※一部写真については名取市提供

「ゆりあげ港朝市」のにぎわい



※写真については名取市観光物産協会HPから引用



※写真については宮城県公表資料から引用

災害公営住宅(集合タイプ/戸建タイプ)



<国土交通省公表資料を基に作成>



※写真については当該施設HPから引用

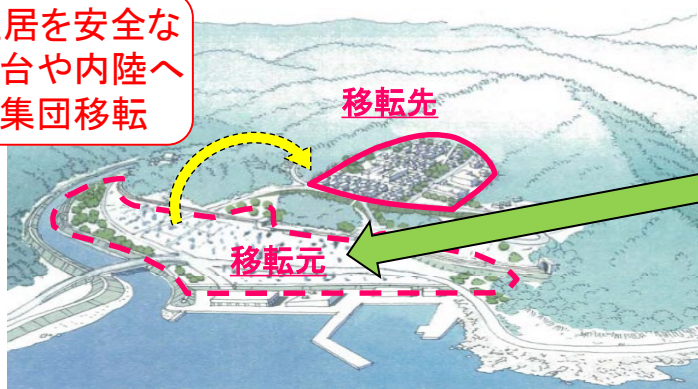
名取川堤防側帯上の観光・商業拠点「かわまちてらす閑上」

防災集団移転元地の利活用

- 防災集団移転のため、市町が買取り公有地となった土地を含む低平地(移転元地)については、**約7割が活用決定済み**であるが、具体的な土地利用が決まっていない地区が残る
⇒**ハンズオン支援により地域の個別課題にきめ細かく対応し、自治体の取組を引き続き後押し**

【防災集団移転元地とは？】

住居を安全な
高台や内陸へ
集団移転



防災集団移転のため、市町が買取り公有地となった土地(住居が元々あった土地)を含む低平地(防災集団移転元地)

産業用地や公園緑地等に活用したくても、**公有地と民有地が混在していて一体的な利活用や管理がしにくいなど、地域ごとに様々な課題**

ハンズオン支援できめ細かく対応

※令和4年度支援事業(宮城)

- 造成地の生活利便性向上に向けた土地活用の推進(気仙沼市)
- 造成地・移転元地等の利活用方針と支援策の検討(南三陸町)
- 湾口部低平地の土地活用方針の検討と庁内体制構築(石巻市)
- 移転元地を対象とした「平地の杜づくり」活動による住民の協働(一般社団法人ウィーアーワン北上)
- 架橋設置を見据えた離島振興・土地活用方針の検討(女川町)
- 官民連携による観光農園を中心とした移転元地の利活用の推進(東松島市)

防災集団移転元地の利活用 (続き)

【防災集団移転元地の利活用事例】

東松島市 野蒜地区

- 特別名勝松島という豊かな自然環境を活かし、梅等の果樹栽培や農業体験、加工品販売等を行う観光農園を中心とした、官民連携による取組に着手
- ハンズオン支援として
 - ・関係者のヒアリング等による課題点の洗い出し
 - ・課題点の解消に向けた企画・立案や具体的支援等の提案等検討支援
 - ・関係者間での合意形成に向けた検討、WGのシンポジウムの開催支援等実施



地域住民等の意見を踏まえた官民連携ビジョンを策定



※写真については東松島市提供

石巻市 北上地区

- 荒廃化した集落跡地を、美しい景観や健全な環境に再生し、元住民や来訪者が集う心地よい場所へ蘇らせる「平地の杜づくり」を推進
- ハンズオン支援として、専門家等を交えながら
 - ・継続的な活動に向けた「仲間づくり」としての担い手発掘や収益事業の体系化等の企画・施策支援
 - ・収益事業化に向けた事業の体系化への検討支援や、補助施策ツールの提案等支援
 - ・コンセプトの整理やPR用パンフレット作成支援を実施



今後、活動の自走化や共通課題を抱える地域への横展開を図る



※写真については一般社団法人ウィーアーワン北上提供

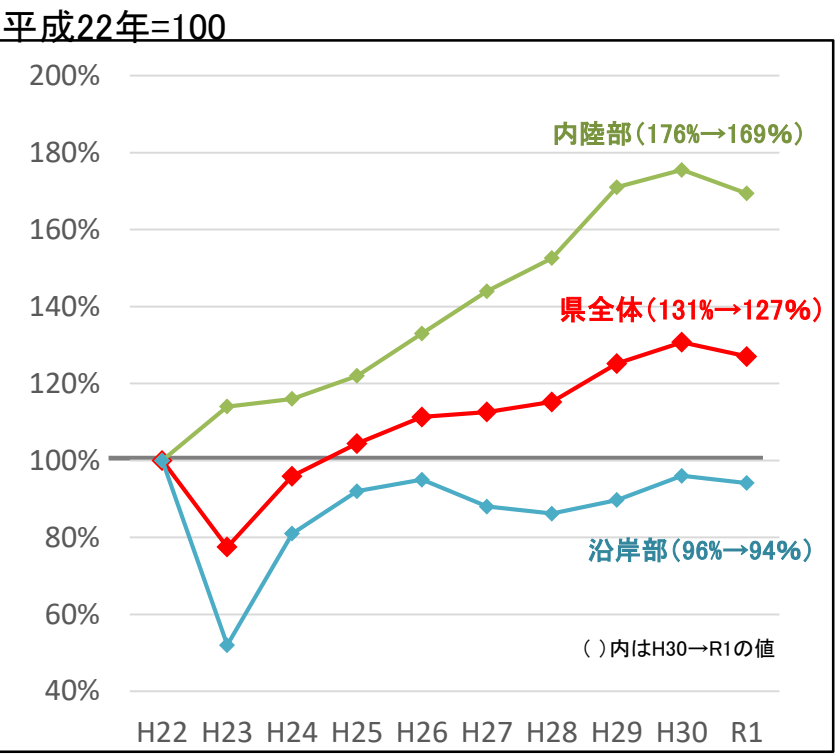
第3部 宮城における分野別の復興の取組

3. 産業・生業の再生

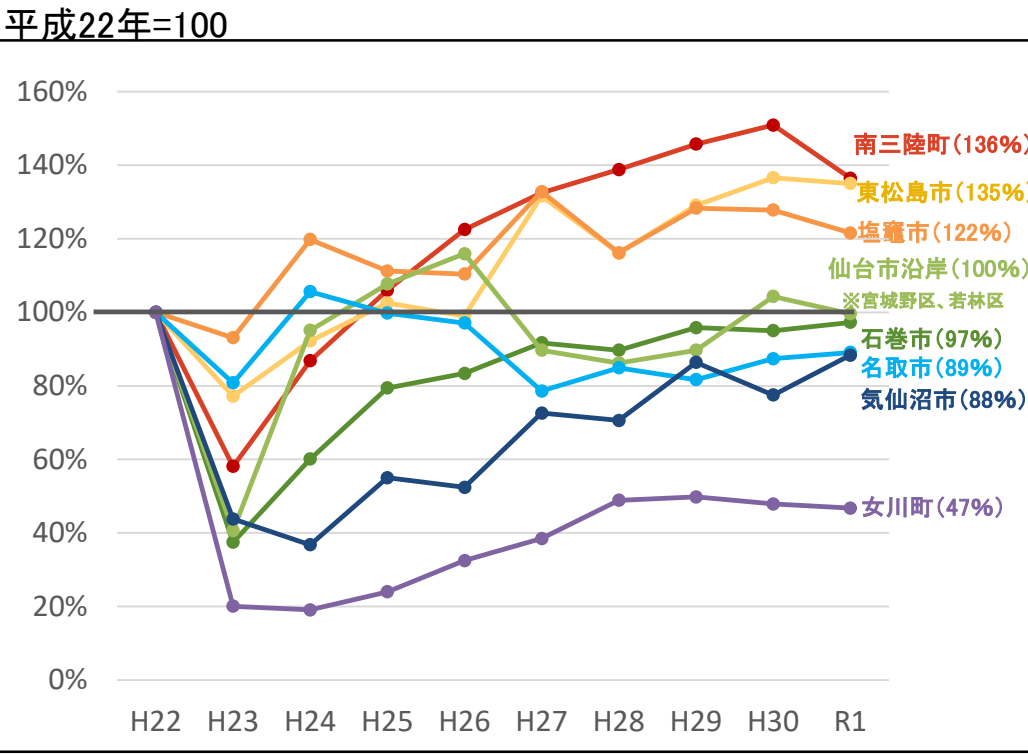
産業復興の状況（県内の製造品出荷額等）

○宮城県の製造品出荷額等は、**県全体では震災前の水準を約3割上回る**
 ○宮城県の地域別の製造品出荷額等は、内陸部は自動車関連中心に大幅に増加。**沿岸部は全体としては震災前の水準までおおむね回復しているように見えるが、自治体間には差がある**

宮城県の製造品出荷額等



沿岸部の自治体別の製造品出荷額等



(沿岸部の市町村)
 仙台市(宮城野区、若林区)、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、
 東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

水産業・水産加工業の復旧・復興の状況（1）

- 産地魚市場は順次完成（石巻：平成27年9月、志津川：平成28年6月、女川：平成29年5月、塩竈：平成29年10月、気仙沼：平成31年3月）
- 県内主要4漁港（気仙沼、女川、石巻、塩竈）の年間水揚げ量（令和4年）は18.8万トンで震災前の平成22年（31.3万トン）の60%、水揚げ金額（令和4年）は495億円で平成22年（587億円）の84%
- 養殖業が回復する一方で、魚種により近年漁獲高が大きく減少（さんま：約5.2万トン（平成22年）→約0.4万トン（令和4年） かつお：約6.8万トン（平成22年）→約1.2万トン（令和4年））

出典：宮城県水産業振興課統計資料 令和4年1月-令和4年12月

【産地魚市場の復興状況】

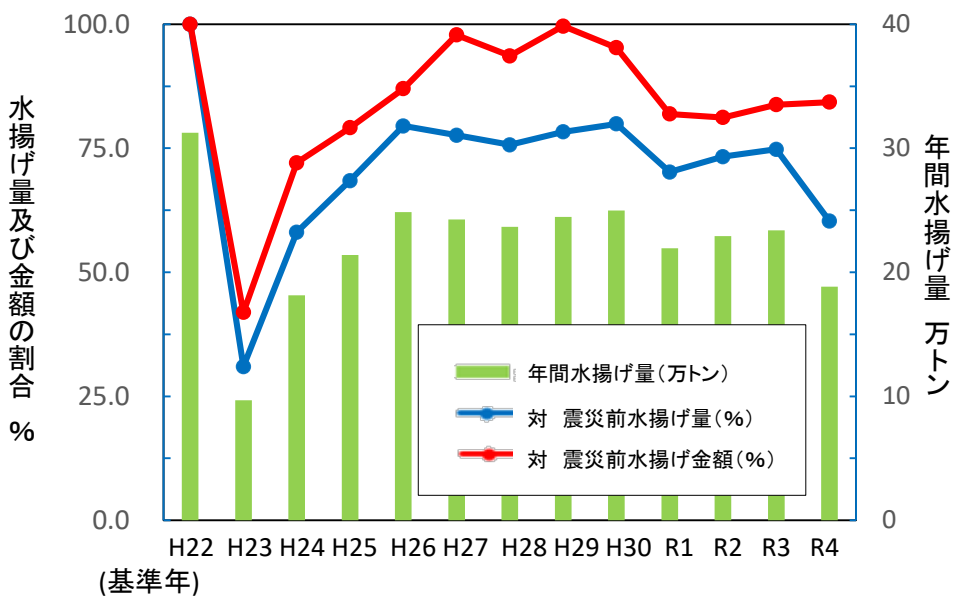


石巻魚市場（平成27年9月完成）



気仙沼市魚市場（平成31年3月完成）

【県内主要4漁港の震災後の水揚げ状況の推移】



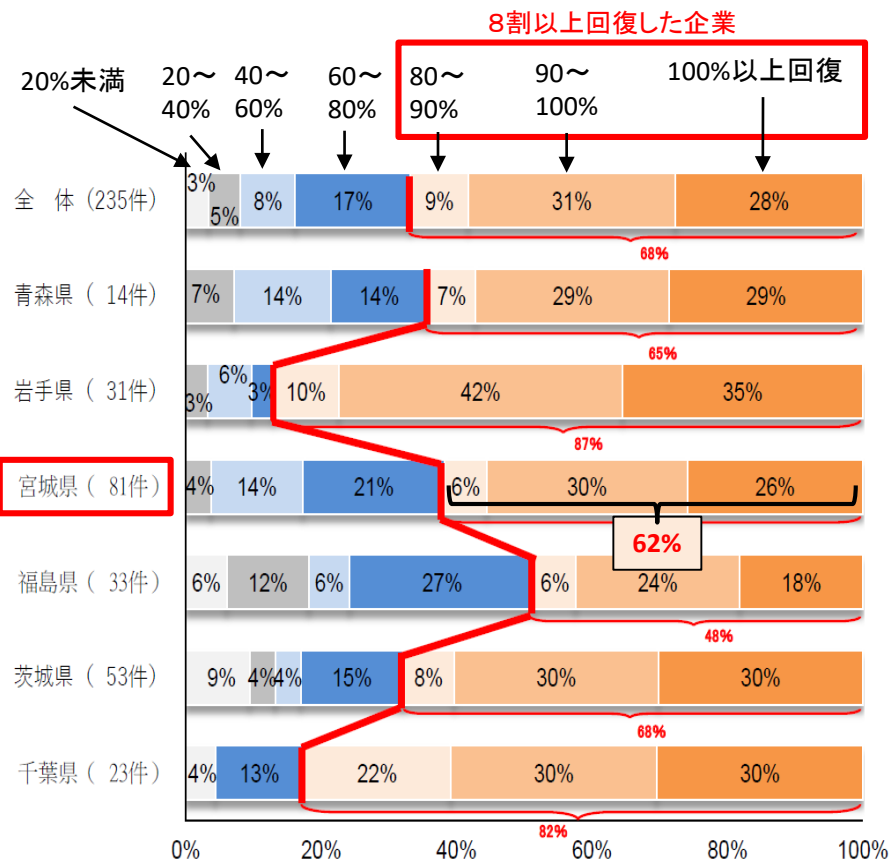
※写真は石巻市及び気仙沼市の公表資料を引用

水産業・水産加工業の復旧・復興の状況（2）

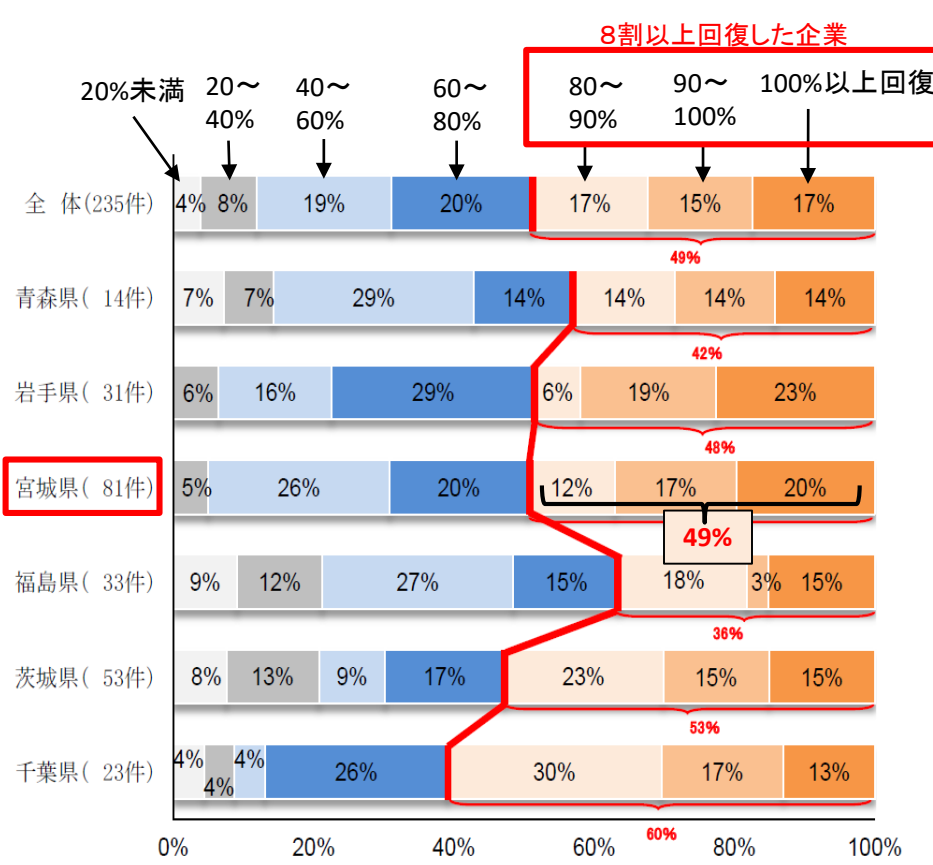
出典：「東日本大震災からの水産業復興へ向けた現状と課題」（水産庁）

- 再開を希望する水産加工施設の98%が事業再開（令和4年3月時点）
- 生産能力が震災前の8割以上まで回復した県内企業は62%、売上が8割以上まで回復した企業は49%。売上が戻らない理由は、**販路の不足・喪失、原材料の不足、人材の不足、風評被害**

「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第9回）（水産庁）」（令和4年3月）の結果



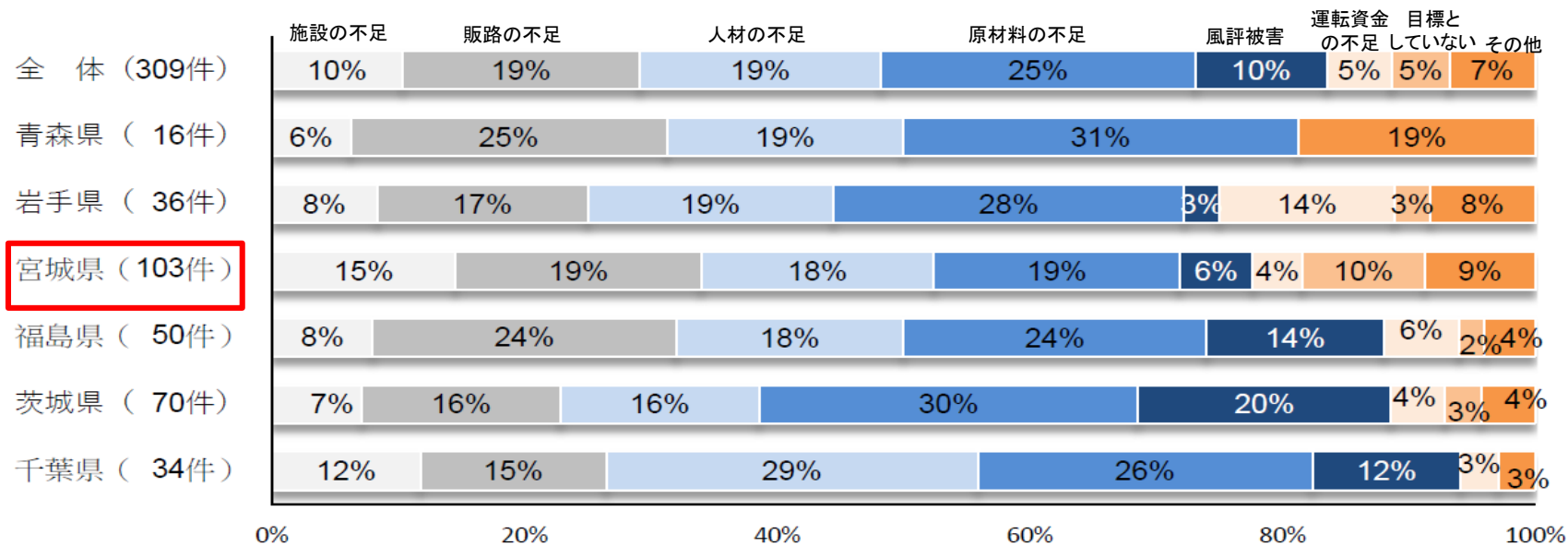
生産能力の回復状況



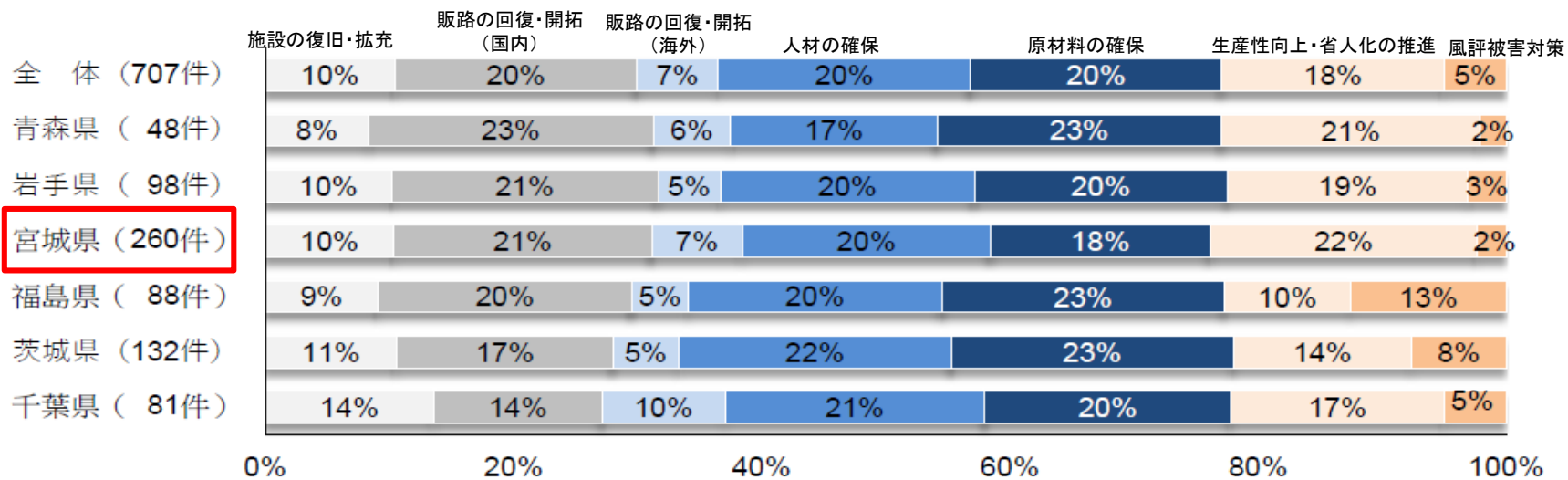
売上の回復状況

水産業・水産加工業の復旧・復興の状況（2）（続き）

売り上げが戻っていない理由（複数回答可）



今後、売上を伸ばしていくために重要と考える取組



被災地企業の販路開拓等～地域復興マッチング『結の場』～

- **被災地企業と大手企業とのマッチング**を目的としたワークショップを開催
- 大手企業は、被災地の企業ニーズに応え、自社の利害を超えて、技術、情報、販路など、自らの経営資源を被災地企業に幅広く提供
- **被災地企業は、通常のビジネスマッチングでは得られない販路やアイデア等**を得られる



「のりうどん」の地場産品の海外販売ルート開発

支援提案の大手企業の輸出ルートを活用して、北米のスーパーマーケットチェーンで被災地の食材を使用した「のりうどん」を販売。海外への被災地情報発信にも貢献



(株)ちゃんこ萩乃井(東松島市)とカメイ(株)のコラボによる「のりうどん」の海外進出

成果例

連携事業の創出

成果例

<ワークショップ開催実績>
宮城県で14回開催(H24～R3)
被災地企業のべ125社、支援企業のべ421社が参加



地域を超えた3社連携による漬物開発

被災地企業の味噌会社(宮城県)と、支援提案の印刷会社(東京都)及びその取引先の漬物会社(愛知県)が各々の得意分野をいかし、商品開発・販売



(株)東松島長寿味噌と大日本印刷(株)と東海漬物(株)のコラボによる仙台「南蛮味噌漬30」

被災地企業の課題解決～新ハンズオン支援事業～ <R4年度>

○令和3年度から新事業ハンズオン支援及び専門家派遣集中支援を統合した
「**新ハンズオン支援事業**」を開始

※新事業ハンズオン支援:被災地で新たな事業に挑戦する企業を支援するため、民間企業出身の復興庁職員とシンクタンクがチームを作り、現場に入って事業計画作成等を支援。

※専門家派遣集中支援:課題解決に有効なツールやネットワークを有する専門家等を被災地企業に派遣し、効果的な解決方を提示し、必要な外部調査等も活用し、取組を支援

○令和4年度宮城県内ではグループ支援と個社支援を合わせて以下の支援を実施中

【グループ支援】・・・ 2団体（仙台市）

グループ①

地域:被災三県(岩手県・宮城県・福島県)

業種:食品関連、観光、飲食等

業態:食品加工業、醸造業、観光業、飲食業、自治体、大学等教育機関 等

東北3県エリアの食品・観光産業の活性化のために、既存で運営している「テロワージュ東北」を核とし、地域の魅力を発信し、体験ツーリズム化するとともに、その体験を通じて、商品の販路開拓、磨き上げ、新たな魅力ある商品の創造等を行う

※テロワージュ東北:オール東北による東北の新しい観光ブランド

グループ②

地域:被災三県(岩手県・宮城県・福島県)

業種:防災減災、食・水産

業態:防災テック関連企業、食品加工業、水産業、自治体、大学等研究機関 等

被災地がこれまで培ってきた防災・減災技術や防災食、食の安全性など復興に係る知見を国内外で発信する。情報発信先として国内で開催される大型の国際イベントを想定しており、出展に向けた展示コンセプトや展示内容の検討を専門家と復興庁が一体となって支援する

【個社支援】・・・ 13社

(気仙沼市3社、南三陸町2社、石巻市4社、女川町1社、東松島市1社、塩釜市2社)

にぎわいづくりの例 気仙沼市内湾地区、石巻市かわまち交流拠点

- 市街地中心部の商業集積・商店街の再生を図るため、平成26年に「まちなか再生計画」を制度化
- 宮城県内においては、女川町、石巻市、南三陸町、名取市、気仙沼市の5市町において申請・認定
- これにより、被災事業者が共同で入居する商業施設整備を含め、公共施設や来街者の動線確保など、周辺のまちづくりを一体的に推進

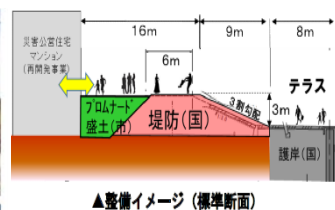
気仙沼市内湾地区(魚町・南町)

- 令和2年7月に「迎(ムカエル)、結(ユワエル)、拓(ヒラケル)、創(ウマレル。まち・ひと・しごと交流プラザ)」の4施設が「ないわん」としてグランドオープン
- 気仙沼ならではの食文化を活かしたにぎわいづくり、地元の若者・移住者の定着を推進



石巻市かわまち交流拠点

- 国の堤防工事に併せ、背後の建物と水辺をつなぎ、川とまちを一体的に利活用できるにぎわいの空間を整備
- まちづくり会社((株)元気いしのまき)により地域住民及び観光客にも対応した物販・飲食店「いしのまき元気いちば」を運営



令和4年度国土交通省「かわまち大賞」を受賞
(かわと共に発展する石巻市のまちづくり)



堤防空間を利用したイベント



「いしのまき元気いちば」物販店内



気仙沼内湾商業施設「迎」ムカエル



気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザ「創」ウマレル



気仙沼スローストリート「結」ユワエル

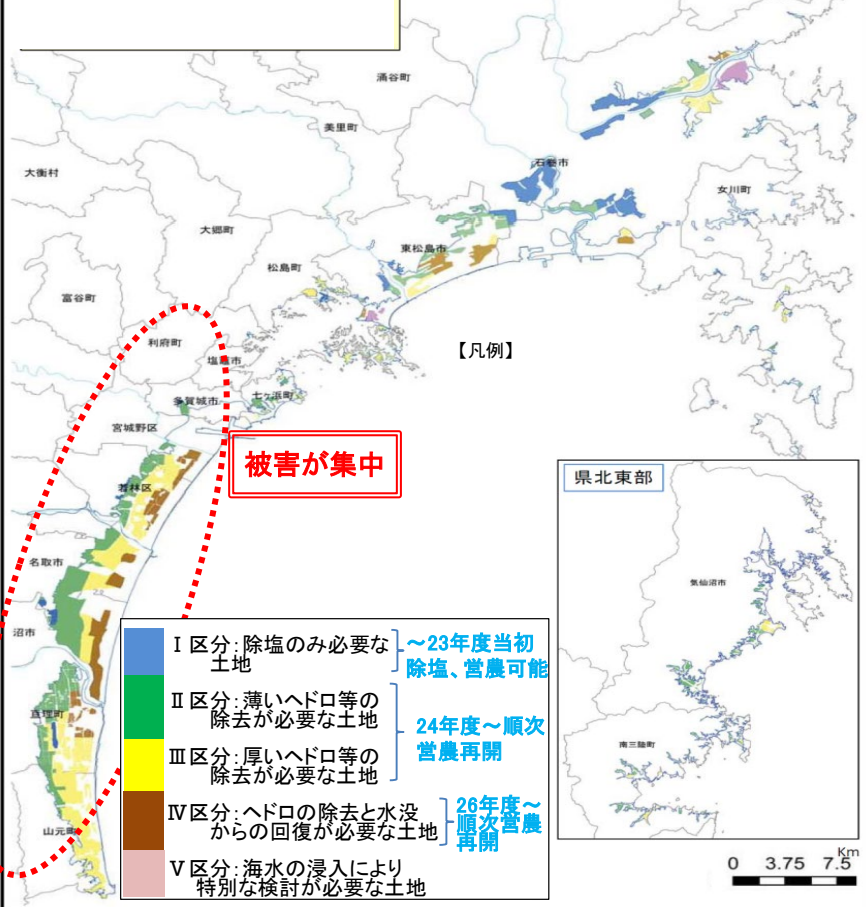


気仙沼アムウェイハウス「拓」ヒラケル

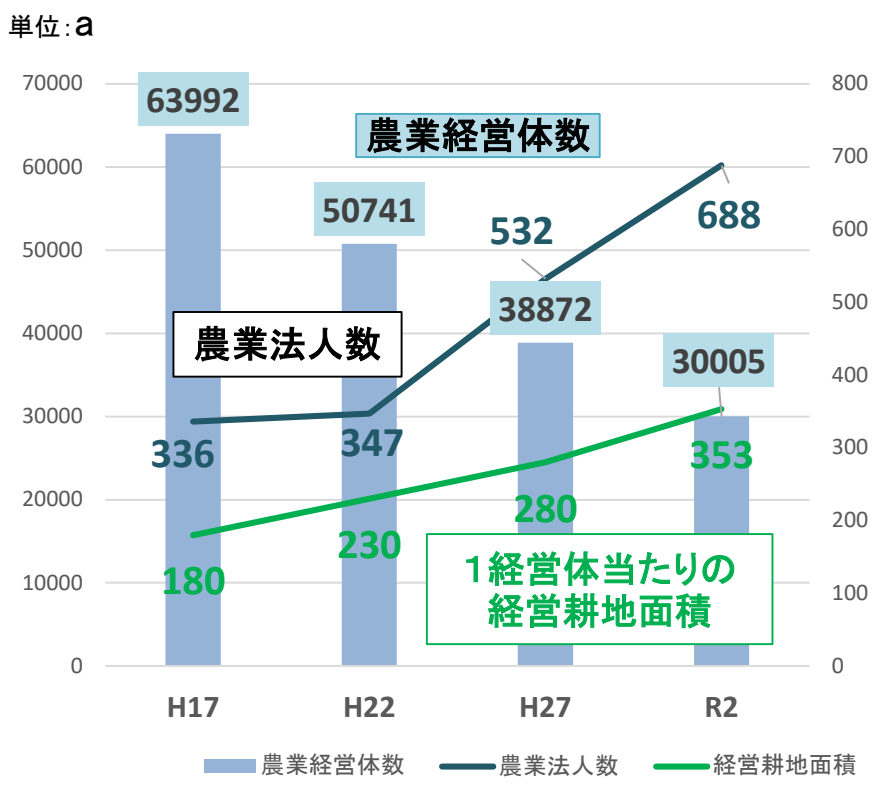
農地の復旧・復興の状況

- 県内の農用地約137,800haのうち、**10.2%に当たる約14,300haが浸水**し、被災3県の中でも宮城県
の津波被害が突出。復旧対象農地の**100%が営農可能に復旧**(令和3年3月末時点)
- 早期の営農再開を支援したことにより、**農業産出額はおおむね被災前の水準に回復**
さらに、農地の利用集積、ほ場整備事業による**農地の大区画化**を契機として、**農業法人数が大幅に増加**するとともに、一経営体あたりの経営耕地面積も拡大

【宮城県内の農地被害状況図】



【県内の農業経営体等の推移】



農業・農村の復興の取組

- 被災地域農業復興総合支援事業により、**県南地域(亘理町・山元町)ではいちご団地が整備(土地集約・溶液栽培化・施設園芸の導入)**され、平成25年から出荷開始
- 国直轄事業(仙台東地区)や農山漁村地域復興基盤総合整備事業により、沿岸部での効率的な営農を目的とした、**ほ場整備(大区画化)が進む**
- 並行して、行政等の支援により、農業の担い手として農業法人等の営農組織が効率的に営農。**被災地域での雇用の創出等にもつながる**

亘理町 いちご団地

- JAみやぎ亘理管内は、大規模な栽培団地整備などにより東北一のいちご産地として再生



被災時



※写真については消費者庁公表資料から引用

山元町 大規模土地利用型経営の取組

- 大区画ほ場で大型機械により営農、水稻のほか、ネギ、サツマイモ等露地野菜、イチゴのハウス栽培を行う。サツマイモの輸出にも取り組んでいる



被災時



※写真については農林水産省公表資料から引用

松島町 手樽(てたる)地区

- 営農再開後、地震による広域的な地盤沈下により、用水不足や排水不良等が発生。安定的な営農を目指し、ほ場整備を実施



被災時



※写真については松島町公表資料から引用

石巻市 次世代施設園芸の取組

- オランダ式のガラスハウス(温室)においてICTを活用し「トマト」「パプリカ」を大規模生産。再生可能エネルギーである木質バイオマスや地中熱利用のヒートポンプを温室の熱源としても活用

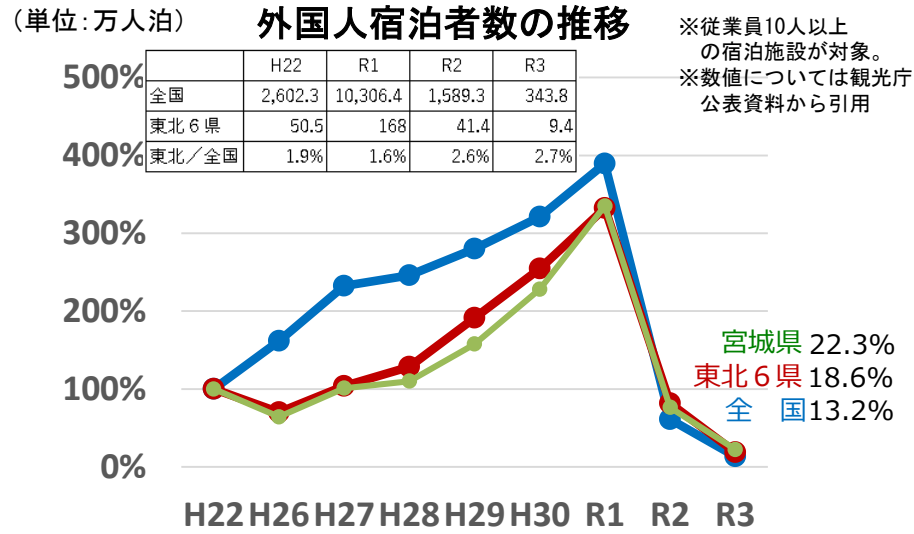


※写真については農林水産省公表資料から引用

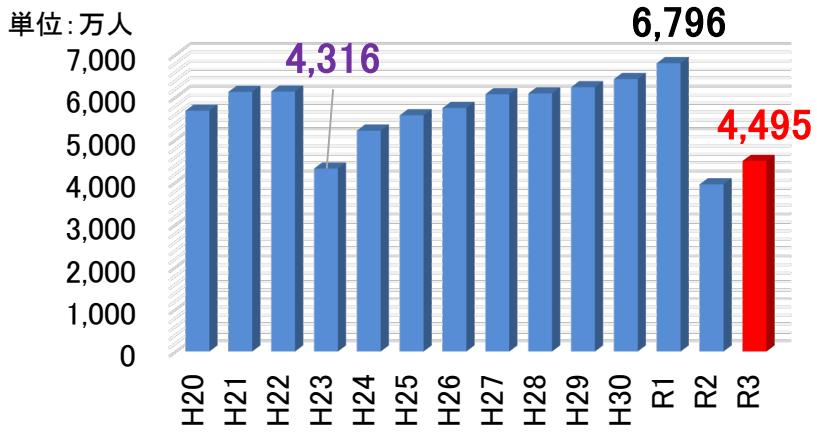
東北の観光復興に関する取組の強化

- 「観光先進地・東北」に向け、震災前に50万人泊だった**東北の外国人宿泊者数**を令和2年までに**150万人泊とする目標**を設定。官民が一体となった取組によって、**1年前倒しで目標を達成**
- **令和元年**における宮城県の観光客入込数は約6800万人、宿泊観光客数は約989万人、共に**過去最高を記録**するも、**令和2、3年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、震災前の水準を割り込む**
- インバウンド再開も見据え、各種振興策を活用しつつ感染症対策と両立した被災地観光振興が課題

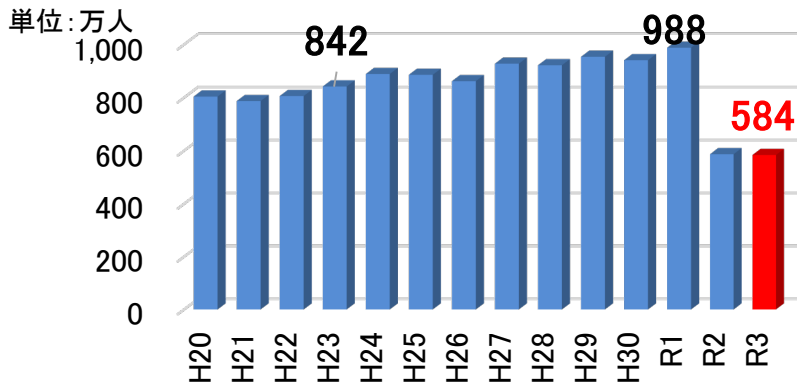
東北のインバウンドの現状



宮城県の観光客入込数の推移



宮城県の宿泊観光客数の推移



新型コロナウイルス感染拡大の影響

●令和3年の外国人宿泊者数

	(延べ宿泊者数)	(対前年比)	(震災前比)
全国	約340万人泊	-78.4%	-86.8%
東北6県	約9万人泊	-77.3%	-81.4%
宮城県	約4万人泊	-70.8%	-77.7%

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」（従業員10人以上の宿泊施設が対象）

東北の観光復興に関する取組の強化（ブルーツーリズム推進支援事業）[観光庁]

○ ALPS処理水の海洋放出に向けた風評対策として、海の魅力を高め、国内外からの誘客と観光客の定着を図るため、①海水浴場等の受入環境整備、②海の魅力を体験できるコンテンツの充実、③海にフォーカスしたプロモーション、④ビーチ等の国際認証の取得に向けた取組等を総合的に支援

海水浴場等の受入環境整備支援 老朽化した海の家やシャワー・更衣室の改修等、海に係るレジャーに必要な海岸施設の整備・改修等を支援。 	コンテンツの充実支援 SUP（※2）やヨガ等、海の魅力を体験できるコンテンツの造成・磨き上げ等を支援。 ※2：「Stand Up Paddleboard（スタンドアップパドルボード）」の略称。ボードの上に立ち、パドルを漕いで水圏を進むアクティビティ。 
プロモーションの実施支援 旅行博等イベントへの出展、WEB・SNSを活用した広告等、プロモーションの実施を支援。 	ブルーフラッグ認証取得支援 ビーチ等の国際環境認証である「ブルーフラッグ認証」の取得に必要な取組を支援。 

※写真等については観光庁公表資料から引用

事例紹介：気仙沼地域ブルーツーリズム事業（気仙沼市観光協会）

○ 旅行会社等と連携し、海産物をテーマにした料理体験やお土産づくり、牡蠣の養殖いかだ見学、漁師体験など、海の体験と郷土文化を知る体験を組み合わせたコンテンツを造成



SUP体験

シーカヤック体験

地元漁師が漁船で案内する大島一周ツアー

※写真等については観光庁ブルーツーリズム推進支援事業説明会資料から引用

事例紹介：「森里海ひと・いのちめぐるまち南三陸」体制整備事業（南三陸町）

○ ブルーフラッグ認証の取得に向け、ハード面については、海水浴場の砂浜へのアクセスマット設置やトイレ棟の段差解消等のバリアフリー化を図る。また、ソフト面については、ブルーフラッグ基準達成に向けた現状調査や地元関係者・住民向けのブルーフラッグ認証に関する勉強会を実施



バリアフリー化の対象となる現地のトイレ棟

砂浜へのアクセスマット設置イメージ

※写真等については観光庁ブルーツーリズム推進支援事業説明会資料から引用

第3部 宮城における分野別の復興の取組

4. 原子力災害からの復興・再生

原子力災害からの復興・再生（宮城県の取組①）

※宮城県公表資料から引用

損害への対応と各種支援

- ・個人・民間事業者等の損害賠償請求に向けた個別無料相談会の開催
- ・電話窓口での相談対応

(相談実績)

平成25年度から令和3年度までの相談実績187名。

(主な相談内容)

- ・きのこのほだ木購入に対するかかり増し経費。
- ・原発事故当時、福島県で働いていたが、営業先が減ったことで給与が削減されたので補償して欲しい等。

総合的な事故被害対策の推進

- ・みやぎ県民会議の設置、運営
- ・事故被害対策基本方針及び実施計画の策定、進行管理

・「みやぎ県民会議」(平成23年9月設置)で検討された総合的な事故被害対策等を反映した「事故被害対策基本方針」及び「実施計画(第1期～3期)」を平成24年1月に策定。
・令和3年3月に「事故被害対策基本方針」を改訂し、「実施計画(第4期)」(令和3～6年度)を取りまとめた。
・令和4年3月に「実施計画(第4期)」を一部改訂し、「鳥獣被害防止総合支援事業」、「除染後の牧草地における草地管理技術の確立(試験研究)」、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の運営」の3事業を追加した。

処理水の海洋放出処分方針への対応

- ・政府の基本方針に対し知事から内閣総理大臣あて緊急要望書を提出
- ・処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の設置、運営



第5回連携会議

第4回 令和3年11月24日

処理水の処分に伴う当面の対策のとりまとめ等に対する意見・要望を国及び東京電力へ申し入れた。

第5回 令和4年3月29日

第4回連携会議で申し入れた意見・要望について、国及び東京電力から対応状況の説明を受けるとともに、意見交換を実施した。

汚染廃棄物・除去土壌等の処理への支援

- ・指定廃棄物の保管及び処理に関する国と関係市町との調整

指定廃棄物の保管、処理に関する要望の把握及び国との連絡調整等、関係市町の事情に応じた個別対応を実施

- ・農林業系汚染廃棄物の処理に関する関係市町の取組に対する支援

農林業系汚染廃棄物の処理加速化に向け、関係市町の処理進捗状況に合わせた技術的支援を実施

- ・除去土壌、除染廃棄物の処理に関する国と関係市町との調整

除去土壌及び除染廃棄物の保管状況を把握するとともに、除去土壌の処分基準策定に向けた国の動向等を把握し、関係市町と情報を共有しながら対応



宮城県公式HP
「放射性物質汚染廃棄物ってなんですか？」
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/houtai/osennhaitte.html>

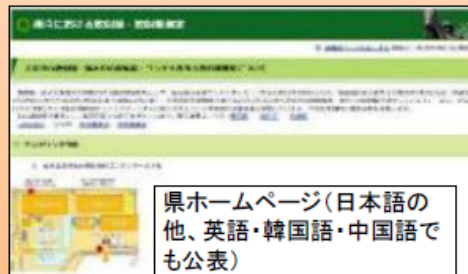
港湾における放射線量測定

- ・仙台塩釜港(仙台港区)高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナの表面や港湾内の大気中等の放射線量測定を継続して実施。測定結果はHPで公表、港湾の安全性をPR
- ・コンテナ測定は、2020年度からは据置型の放射能検知装置を使った自動測定による、より信頼性・安全性の高い検査体制を構築

「港湾における放射線・放射能測定」(港湾課HP)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouwan/housyano.html>

「据置型放射線検知装置」



県ホームページ(日本語の他、英語・韓国語・中国語でも公表)

原子力災害からの復興・再生（宮城県の取組②）

※宮城県公表資料から引用

農林水産物 （県産農林水産物の検査）

※精密検査（肉牛は簡易検査）の結果を示している。

令和4年度の農林水産物の放射性物質検査と出荷制限等の状況【速報値】					出荷制限・出荷自粛の状況【7月末日現在】				
農林水産物	検査品目	検査点数	基準超過点数						
農産物	米	0	0	0					
	麦類	3	8	0					
	大豆	0	0	0					
	そば	0	0	0					
	小計	3	8	0					
農産物	野菜・果実類	28	86	0					
	林産物	27	532	28	【制限】原木しいたけ（露地栽培）[1市3町1村]（但し、県の管理計画に基づき管理される8市3町1村の原木しいたけ（露地）については除く）、野生きのこ[5市2町]（但し、県の管理計画に基づき管理される1市の野生まづたけについては除く）、たけのこ[1市]（但し、県原市の旧築館町・旧志波姫町・旧高清水町・旧瀬峰町・旧若柳町・旧一迫町の区域は除く）、こしあぶら[4市3町]、ぜんまい[2市1町]（但し、県の管理計画に基づき管理される1町のぜんまい（栽培）については除く）、たらのめ（野生）[1市]、わらび（野生）[1市1町] 【自粛】原木もぎたけ[1市]（但し、県の管理計画に基づき管理される原木もぎたけについては除く）、原木なめこ[1市]（但し、県の管理計画に基づき管理される原木なめこについては除く）、原木しいたけ（施設栽培）[1村]（但し、県の管理計画に基づき管理される原木しいたけ（施設）については除く）				
畜産物	原乳	1	6	0					
	牛肉	1	1,942	0					
水産物	水産物	69	1,371	0	【制限】ヤマメ（天然）：白石川（七ヶ宿ダムより上流を除く）、ウグイ（天然）：阿武隈川（七ヶ宿ダムより上流を除く）、北上川、イワナ（天然）：大倉川（大倉ダムより上流）※、名取川（秋保ダムより上流）、三迫川（栗駒ダムより上流）、松川（濁川及び濁川4号堰堤より上流を除く）、二迫川（荒砥沢ダムより上流）、江合川（鳴子ダムより上流）、一迫川（宿山ダムより上流）、基石川（釜房ダムより上流）、広瀬川（大倉ダムより上流の太倉川を除く）※ ※太倉川は広瀬川の支流であるため、太倉川のイワナについては、H24.5.14付けで太倉ダムより上流を、H24.12.6付けで大倉ダムより下流を広瀬川の支流として、出荷制限が指示されている。 【自粛】イワナ（天然）：名取川、六戸川、本砂金川				
合計		129	3,945	28					

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
基準超過点数	142	43	24	42	32	21	37	56	35	24

（損害賠償請求支援）

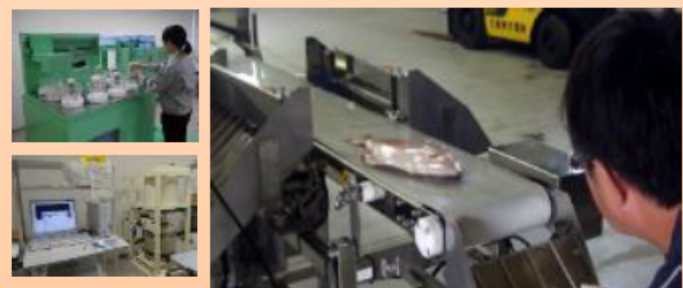
- ・JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会、漁業協同組合、生産者等請求者への支援

（安全な牧草の生産支援）

- ・安全な牧草を生産するための検査の実施や再除染への支援

（汚染廃棄物の一時保管）

- ・放射性物質に汚染された稲わらの処理が行われるまでの一時保管の支援



放射性物質検査・機器保守等



資材購入支援（きのこ原木）

詳しくは「みやぎ原子力情報ステーション：農林水産物の出荷制限等」
<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>

第3部 宮城における分野別の復興の取組

5. 地方創生との連携強化

地方創生との連携強化

- 「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定)において「**地方創生との連携強化**」が明記されている
- 人口減少や産業空洞化といった**全国の地域に共通する中長期的な課題**を抱える「**課題先進地**」である被災地において、**復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化**を図る

【主な施策】

デジタル田園都市国家構想交付金 (令和5年度概算決定額: 100,000,000千円)

- **デジタル実装タイプ**
→ デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援
- **地方創生拠点整備タイプ** (旧「地方創生拠点整備交付金」の後継)
- **地方創生推進タイプ** (旧「地方創生推進交付金」の後継)
→ デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援

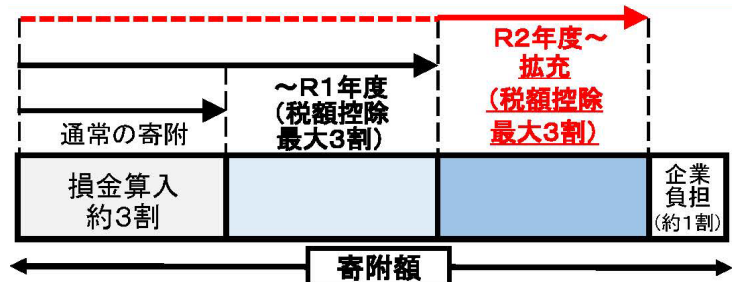
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- **企業が、国が認定した地方公共団体の地方創生関係事業へ寄付を行った場合に、最大で寄付額の9割の法人関係税が軽減される**

☞ 人材派遣型

企業が、地方公共団体等へ専門知識等を有する人材を派遣し、併せて人件費を含む費用を企業版ふるさと納税として寄付した場合に、最大で寄付額の9割の法人関係税が軽減される

- ・地方公共団体側メリット: 専門人材を人件費の負担なしに受け入れ可能
- ・企業側メリット: 地方創生事業への派遣人材の参画による地域貢献



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

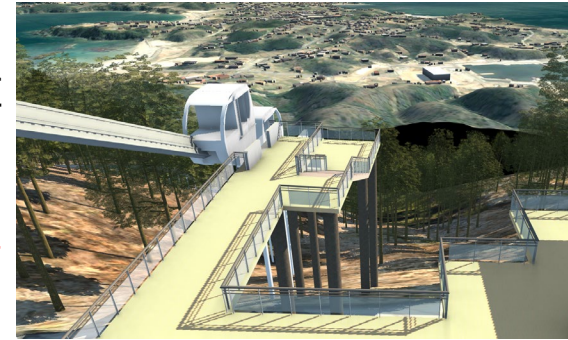
- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

地方創生との連携強化 (事例紹介)

事例紹介: 気仙沼大島賑わい・観光拠点整備事業(気仙沼市)

(令和4年度地方創生拠点整備交付金事業)

- 交流人口の拡大による人口減少の補完及び地域経済の活性化に大きく資する観光産業を、水産業と並ぶ基幹産業として位置付けるべく、地域の最大の観光拠点である大島・亀山において、人が集まる拠点となるレストハウスの改修や山頂までのアクセス手段の整備(斜行エレベーター)等を行い、三陸自動車道の開通と合わせて亀山を三陸観光の目的地、周遊の拠点とすることを目指す(令和6年度以降開業予定)



※画像については気仙沼市提供

事例紹介: 南三陸町高校魅力化プロジェクト(南三陸町)

(令和4年度地方創生交付金事業)

- 南三陸町唯一の高校である「志津川高校」を、全国から学生を募集する「南三陸高校」として新たに存続させるとともに、地域と連携した魅力あるまちづくりにむけた取組により、南三陸町の地域活性化を目指す



※写真については南三陸町提供

主な取組

- ① 地域全体でプロジェクトを検討する「南三陸町高校魅力化協議会」の運営支援
- ② 企画・立案を行う「高校魅力化コーディネート」
- ③ 公営塾「志翔学舎」の運営委託
- ④ 寮の設置費用補助・運営委託
- ⑤ 女子硬式野球クラブチームの運営委託
- ⑥ 情報発信業務
- ⑦ 課題解決型学習「地域学・地域探究学」の実施支援業務
- ⑧ 地域との交流実施支援業務(地域魅力発見ツアー、地域との交流会)